

○ 財務省告示第二百七十一号
平成二十四年七月九日より告示に施行する。政府短期証券の規定に基づき、大蔵省の発行

条件二令六号～第五条第十一項の規則へ平成十一年大蔵省告示第百九十二回

國庫短期財務大臣安住淳

の法律発行の名称及び根拠

の法律発行の名称及び根拠

四 三 二 一 条

發行方法の適用

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財定特あ争入。[。]へ格替適下へ債条三四項律計号資四政め別つ入札に以を機用「平、第十項、第に」金号法る参て札發によ下競争は受けるも昭和二十一年法律第十三年法律第七十五号。

も加、と行の者財同一の發行に付けるも昭和二十一年法律第十三年法律第七十五号。

にご務時といふに臣行う。(以下入行とし)の競争て行う。

よと大にいるに応がわく行募各れ及札わする。

るに限國るび価れる。

以度債入価格とる。

下額市札格競い入

の規の定

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	
額 最	払	発	方 募
低 行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国	入 価 法 入
額 入 価 ・ 別 債 札 格	入 価 ・ 别 債 札 格	入 価 ・ 别 債	札 格 決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
 千 万 円	四 円 五 千 兆 三 百 七 十 八 億 九 千 四 百 五 五 十 万 円	額 万 額 面 円 面 金 金 額 額 で で 四 千 三 百 八 十 億 円	込 募 各 当 も 各 価 一 み 限 国 て の 申 格 国 の 度 債 る か 返 競 債 応 額 市 。 ら み 競 市 募 の 場 そ の 入 札 特 額 範 特 の う 市 场 を 囲 別 応 ち 發 別 割 内 参 募 応 行 參 り に 加 額 募 「 加 当 お 者 を 価 と い て い ご 順 格 う 第 る て と 次 の う 。 。 各 の 割 高 I 申 応 り い 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 九	十 一	發	振 替 單 位									
払 者	入 場	元 金	償 還		償 還	行 期	争 札	非 格	者 債	特 札	国 市	入 發	価 競	行 競	格 I	加 場	行 爭	格 日
込 期 日	札 参 加	所 支 払	金 金 額		還 期 限	入 札	債 格	・ 第	參 市	市 發	競	札 格	價 競	行 發				
平 成 二 十 四 年 七 月 九 日 受 け た 者	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ き を 日 受け た 者	日 本 銀 行 百 円	額 面 金 額 を 支 き 払 に う 。 そ が 月 の 銀 翌 百 円	償 還 償 と 、 四 は 年 、 期 。 そ が 月 の 銀 行 休 業 業 日 に	當 た し と 、 十 、 百 年 、 十 月 月 九 日 業 業 日 に	平 成 大 臣 行 額 百 円 に に つ つ き き 九 十 九 九	十 七 錢 五 厘 百 圓 に に つ つ き き 九 十 九 九	額 面 錢 額 百 厘 百 圓 に に 九 十 九 九										

十額十額平す額の振
七面七面成るの記替
錢金錢金二。整載法
五額五額十数又の
厘百厘百四倍は規
円円四年の記定
にに七月金録に
につつき九額はよ
きき九日に、る
九九日によ最振
十九日によ低替
九九円も額口
九九円の面座
九九円と金簿